公　告

諸事項

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成23年12月13日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　大友　正信　昭和12年12月22日生
税理士名簿登録番号　第46674号
税理士事務所　埼玉県さいたま市西区島根130番地２
住所　埼玉県さいたま市西区大字島根130番地２

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月15日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　石山　俊明　昭和31年９月17日生
税理士名簿登録番号　第58131号
税理士事務所　東京都豊島区巣鴨１丁目21番９号巣鴨ＴＨビル５階
住所　東京都港区白金２丁目１番38―303号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成23年12月13日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　鈴木　　功　昭和23年１月２日生
税理士名簿登録番号　第38317号
税理士事務所　千葉県佐倉市ユーカリが丘２丁目２番８号
住所　千葉県佐倉市ユーカリが丘２丁目２番８号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成23年12月12日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　市川　**吾**徳　昭和20年４月21日生
税理士名簿登録番号　第41901号
税理士事務所　岐阜県瑞浪市釜戸町3272番地
住所　岐阜県瑞浪市釜戸町3272番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成23年12月13日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　下山田隆信　昭和25年７月13日生
税理士名簿登録番号　第83398号
税理士事務所　愛知県大府市月見町３丁目90番
住所　愛知県大府市横根町狐山117番地の130

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月14日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　先本　建夫　昭和19年１月28日生
税理士名簿登録番号　第41955号
税理士事務所　北海道札幌市中央区南２条西３丁目13番地カタオカビル
住所　北海道札幌市南区真駒内柏丘２丁目６番32号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月13日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

弁護士　山野　光雄　昭和27年１月24日生
弁護士名簿登録番号　第18153号
弁護士事務所　埼玉県川口市本町４丁目５－８川口ハウス205号室
住所　埼玉県川口市上青木西２丁目９番19号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成23年12月12日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　真弓　　仁　昭和22年２月10日生
税理士名簿登録番号　第75587号
税理士事務所　三重県鈴鹿市神戸７丁目７番３号
住所　三重県鈴鹿市寺家七丁目17番12号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月13日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　和仁　和実　昭和23年９月16日生
税理士名簿登録番号　第113345号
税理士事務所　岐阜県岐阜市本荘中ノ町８丁目11番２
住所　岐阜県岐阜市鏡島南３丁目５番15号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月15日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　高吉健三郎　昭和23年10月２日生
税理士名簿登録番号　第113620号
税理士事務所　大阪府大阪市天王寺区伶人町２番９号錦城ビル２階
住所　大阪府堺市北区黒土町2359番地１エクセラージュ三国ケ丘302号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月14日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　南口　淳一　昭和34年２月12日生
税理士名簿登録番号　第87264号
税理士事務所　大阪府大阪市西区新町１―10―７新町興伸ビル206
住所　大阪府大阪市西区靭本町３丁目４番15―602号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月15日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　保居　良信　昭和22年５月24日生
税理士名簿登録番号　第56031号
税理士事務所　兵庫県神戸市西区玉津町今津383―５
住所　兵庫県神戸市西区玉津町今津383番地の５